

保健福祉課からのお知らせ



○重度心身障害児者医療費受給者証の更新について

重度心身障害児者医療費受給者証の有効期限は7月末日となっております。
7月上旬に更新申請書を受給者の方にお送りしますので、7月中に更新の手続きを行ってください。

○重度心身障害者福祉手当の認定申請について

重度心身障害者福祉手当の認定期間は7月までとなっております。
引き続き受給される方は、手続きが必要になります。現在受給中の方には、申請書をお送りしますので、7月中に認定申請を行ってください。
また新たに認定要件に該当すると思われる方は、お問い合わせください。

認定要件

- ・身体障害者手帳1級・2級・3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方
- ・在宅で年収120万円未満の方(18歳以上)

以下の方は一定の障害があると認められます。

- ◆ 障害年金1級・2級を受けている方
- ◆ 身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの方
- ◆ 身体障害者手帳4級をお持ちの方のうち、音声・言語、下肢機能障害の一部などの障害による手帳をお持ちの方
- ◆ 療育手帳Aをお持ちの方
- ◆ 精神障害者手帳1級・2級をお持ちの方

○障害のある65歳～74歳の方へ

～長寿医療(後期高齢医療)への加入を選択できます～
「65歳以上で一定の障害のある方」は、長寿医療(後期高齢者医療)制度に加入することができます。
加入を希望される方は、申請が必要です。

■お問い合わせ先 保健福祉課 ☎22-9041

日本脳炎予防接種について

日本脳炎とは

ブタの間で増えた日本脳炎ウイルスが、蚊を媒介して感染します。潜伏期7～10日で突然の高熱、頭痛、嘔吐で発症し、意識障害、けいれん等の障害を起こします。日本脳炎の予防接種は、ワクチンの副作用の関係で平成17年5月以降、厚生労働省の指示で積極的な接種勧奨を控えておりましたが、新しいワクチンが承認されたことから、平成22年4月より接種勧奨をおこなっています。

母子健康手帳をご確認ください

平成7年6月1日から平成19年4月1日生まれの方は、日本脳炎の予防接種が不十分な可能性があります。接種回数が不十分な場合、20歳になるまでの間、予防接種を受けることができます。

★今年度は、通常の3歳児(年少相当)、4歳児(年中相当)のお子さんに加えて、平成13年4月2日～平成17年4月1日生まれの1期接種未完了のお子さんに案内しています。

今年度対象でないお子さんには、来年度以降順次、案内を行う予定です。

★日本脳炎2期については、厚生労働省の指示により、積極的な勧奨はまだ行っていません。2期の予防接種は免疫効果を高めるために、1期接種(3回接種)終了後、概ね5年の間隔をあけて1回接種することが望ましいとされています。

今年度接種勧奨通知者以外の方で、日本脳炎1期・2期の接種が終わっていないお子さんは受けることができます。希望される方は、個別接種希望申請書の提出が必要になります。詳しいことは窓口までお問い合わせください。



■お問い合わせ

保健福祉課 ☎22-9041
中津振興課 ☎54-0321
美山振興課 ☎56-0321

住民課からのお知らせ

国民年金の保険料のお支払いが 困難なときは保険料免除制度を!



保険料免除制度とは

「障害を負った」「金銭的な余裕がない」等の理由で国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請をして認められれば保険料の全額、または一部が免除となる「保険料免除制度」や「一部納付(免除)制度」などがあります。免除の期間は、申請した年度の7月から翌年の6月分までです。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、ぜひ活用しましょう。

免除された保険料は10年以内であれば、後から納めることができます。ただし、2年を過ぎると加算額がつきます。

全額免除制度

申請して認められれば保険料の全額が免除されます。
平成21年4月分から保険料の全額が免除された期間については、保険料を全額納付した場合の年金額の2分の1(平成21年3月分までは3分の1)が支給されます。

一部納付(免除)制度

申請して認められれば保険料の一部を納付、残りの保険料は免除されます。

一部免除には3種類あります。それぞれの納付額と年金額の計算は右のとおりです。

なお、一部免除された期間については、免除された額の保険料を納めない場合は未納期間として取り扱われますので、ご注意ください。

■4分の3免除

保険料の4分の3の額が免除され、残りの4分の1の額を納めるものです。将来年金を受けるときには、4分の3免除の期間は全額を納めたときの8分の5(平成21年3月分までは2分の1)で計算されます。

■2分の1免除

保険料の半額が免除され、残りの半額を納めるものです。将来年金を受けるときには、半額免除の期間は全額を納めたときの8分の6(平成21年3月分までは3分の2)で計算されます。

■4分の1免除

保険料の4分の1の額が免除され、残りの4分の3の額を納めるものです。将来年金を受けるときには、4分の1免除の期間は全額を納めたときの8分の7(平成21年3月分までは6分の5)で計算されます。

免除の対象となる所得基準

保険料の免除を受けるには、本人のほか、配偶者や世帯主などの前年所得が所得基準の範囲内である必要があります。ただし、所得基準を超えていても災害、失業、事業の廃止などの理由によって保険料が免除される場合があります。

未納にせずご相談ください

免除申請には、年金手帳、印鑑などが必要ですが、上記の他にも添付していただく書類が必要な場合もありますので役場住民課にお問い合わせください。

お支払いが困難なときでも未納のままにせず、上記の免除制度をはじめ、納付猶予や納付特例などの制度がありますので、お気軽にご相談下さい。

ひとり親家庭医療費受給者証の更新のお知らせ

ひとり親医療費受給者証の使用期限は7月末日となっております。

7月上旬に更新申請書を受給者の方々にお送りしますので、7月末までに更新の手続きを行って下さい。(旧受給者証では、8月以降は使用できませんのでご注意下さい。)



お問い合わせ 住民課 ☎22-1701